

Q 亡くなった父の借金の相続を放棄したい

幼い頃に両親が離婚して以来、一度も会っていなかった父親が亡くなりました。それを知った3か月後、突然消費者金融から父の借金の請求が来たのですが、父がどのような生活をしてたのか全く知りませんし、借金を抱えるのも困るので、相続放棄をしたいです。どのように連絡をすればいいのでしょうか。

**法律
相談室**

家裁へ「申述」必要 相続を

相続放棄とは、家庭裁判所に「申述」をして行うものと民法で定められており、ただ個人的に宣言するだけではできません。

民法で定められている相続人は、配偶者、子、子がいなければ直系尊属（両親や祖父母など）、直系尊属がいなければ兄弟姉妹です。今回は両親が離婚していますが、亡くなった方の子である以上、相談者も相続人になります。

相続をすると、プラスの財産だけでなく、マイナスの財産、つまり借金も相続してしまいます。借金の相続を回避するには、相続放棄をするほかありません。

ただ、相続放棄はいつでもできるわけではありません。原則、自分が相続人になったことを知ってから3か月以内に行わなければならないと民法で定められています。なるべく早く手続きを進めるべきですが、相

続放棄をした後に撤回することはできないので、しっかりと調査してから行う必要があります。

相続放棄をするかどうかを3か月で決定できない場合には、申述期間の延長という制度もあるので、活用も検討してください。

今回のように、長年疎遠で借金があることを全く知らなかったなどの事情があれば、借金の存在を知った時点から3か月以内に相続放棄の申述を行えば、認められる可能性もあります。諦めないで弁護士に相談してみてください。

相続については、立場や相続財産の中身によって異なる問題があり、ご自身での判断が難しい場合も多くあります。県弁護士会では、弁護士と直接面会しての法律相談も行っていますので、ぜひご利用ください。

（回答＝藤原綾子弁護士）



県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。

県弁護士会マスコミキャラクター「ちーべん」